地域での生産者責任への取り組み

栗岡理子（環境カウンセラー）

1 使い捨て用品は「使ったもん勝ち」?!

私が学生だった頃、友人の一人が住むアパートの電気代が話題になったことがあります。大した家電もない当時、学生アパートで暮らす学生の電気代などたかがしれていたのですが、その友人の電気代は私も含め他の人たちに比べ突出して高額だったのです。

理由ははっきりしていました。他の学生アパートは、部屋ごとにメーターが付いていたので自分の使用量分だけを払えばよかったのですが、その高額だった友人のアパートは部屋ごとではなく、一括して大家さんが支払い、部屋数で均等割りされていたのです。そのため、「自分だけ節電してもムダ」「使ったもん勝ち」と皆が思い、結果としてアパート住人全員が高額の電気代を負担する羽目になっていました。電気を点けたままの外出などが日常的に繰り返されていたそうです。

最近、ごみについて考える時、当時の電気料金の会話を思い出します。多くの市町村でごみ袋有料化が進み、一部製品の拡大生産者責任（EPR）が部分的に認められたとはいえ、税金で処理される部分がまだまだ多いのが現状です。レジ袋もペットボトルも、まさに「使ったもん勝ち」。ゼロ・ウェイストなど望むべくもありません。

このような「使ったもん勝ち」の状態を公平にするためには、次の３つが重要であると考えています。

① 原則的にすべての工業製品にEPRが徹底され、処理費用が製品価格に内部化されていること
② 散乱しやすいものは、①に加えて、返却することがトクになること
③ ごみ袋有料化により、ごみ減量インセンティブを消費者に与えること

①により、処理費用がメーカー負担（結果的に使用者負担）になり、リサイクルしやすい製品設計が可能になります。また税金で処理しないため「使ったもん勝ち」状態は是正され、無駄な製品購入を抑制する効果があります。しかし、散乱抑止効果まではありません。そのため、②としてデポジット制度が必要でしょう。さらに、食品ロスや、ごみ全般の排出を抑制するために③も必要です。

この①と②をできる限り実践している地域として、例えば、カナダ・ノバスコシア州が挙げられます。

2 ノバスコシア州の生産者責任の取組

ノバスコシア州はゼロ・ウェイストを目指し、わずか５年で埋立ごみを半減したことで有名ですが、その原動力となったのは焼却炉導入に反対した州都・ハリファックス市の住民パワーでした。市が提案した焼却炉導入案に住民らが反対した結果、市はごみの処理方法について話し合う場を提供しました。誰もが参加できる場であったため、大勢の住民と、住民から誘われた専門家も参加し、短期間で集中的に議論したそうです。

その結果、ゼロ・ウェイストを目指すこと、そのための具体的な方法も決まりました。州政府はそれを州全体で取り組むため法制化し、その廃棄物政策の実行機関として非営利団体RRFB（資源回復基金委員会）をつくったのです。このRRFBは、昨年春、設立20周年を記念して“Divert NS”に改名しました。

Divert NSの事業内容は、RRFBの時とほぼ同じで、飲料容器のデポジット制度の運営や、スチュワードシップの開発、ごみ分別の市民啓発、高度なリサイクルのための研究助成などです。リサイクルによりごみを減量した自治体にはその減量実績に応じた資金提供も行われるので、自治体は「リサイクル貧乏」にならずにすみます。これらの事業には、デポジット制度で得られた収益が使われます。

同州のデポジット制度は、リターナブルびんのデポジット（預かり金）は全額返金しますが、使い捨て容器は半額しか返金しないため利益が生まれるのです。つまり、環境に悪い商品を買った人は、たとえ容器を返却したとしても、払ったデポジットの一部はごみ減

量のために使われる仕組みになっているということです。

また、スチュワードシップというのは「あらゆる作業を分担し、労苦を惜しまず奉仕する精神、さらに金銭的負担など応分の負担を背負うこと」（青山, 2004）です。生産者だけでなく消費者も対象としていますが、事業者にとってはEPRとほぼ同義です。

例えば、デポジット制度の対象ではない牛乳容器を市町村が回収するにあたり、その費用は乳業団体が支払います。市町村はかかった費用を州に届け、州はそれをもとに標準的な費用を算出し、業界団体に請求するのです。また、新聞紙や電話帳もスチュワードシッププログラムの対象です。これらは、発行部数に応じ、処理費用としてスペースを提供します。そのスペースに、市町村が資源物カレンダーや分別方法などを掲載します（写真）。このようなプログラムを考え、事業者と交渉し実行に移したのはRRFBです。

資源カレンダーが掲載された電話帳

また、同州ではペンキなどを販売する際、リサイクル費用を価格に上乗せしています。ペンキは有害であることから埋立が禁止されており、ペンキを使い残した人は環境ディポと呼ばれる回収所（デポジット制度対象の飲料容器を回収する場所）まで容器に入れたまま持参します（写真）。そこから専門施設へ送られ、色などを調合し直され、「ブーメラン」という商品名で再生品として販売されます。

ディポで回収された
使い残しの入ったペンキ缶

このように、ノバスコシア州では、ごみに関心のない人もごみ減量に協力せざるを得ないようになっているのです。事業者の反対することは実現しにくい日本で、このような政策は想像もできませんが、過去の新聞記事などを調べると、日本でもかつて生産者責任を求めてがんばった自治体がいくつもあったことがわかります。

3 画期的な三鷹市の廃棄物条例

そのうちの1つが東京都三鷹市です。

日本では1970年代初頭から飲料缶の散乱が社会問題化し、「カン公害」などと呼ばれていました。その事態を打開するため、各地でさまざまな取組がなされましたが、三鷹市は1973年に議員立法により条例を一部改正、事業者の回収責任を規定して、空き缶公害に取り組んだのです。

宇都宮（1984）によると、オール・アルミニウム缶回収協会（現アルミ缶リサイクル協会）は三鷹市内に設置された53個のアルミ缶回収容器からアルミ缶を回収し、スチール缶の事業者は市内19地区130個の回収容器の管理手数料を負担していたとのこと。婦人会や町内会に空き缶を拾わせ、1缶2円程度で拾った缶を買い取ることで散乱問題を解決しようとした自治体も多かった中、生産者責任を明記した条例はまさに画期的でした。

同じ頃、三鷹市と日立市の市民代表が缶飲料の製造量の多いメーカーなどを訪ねて、改善の要望書を提出したという記事も新聞で紹介されています（「アキかん公害“日立作戦”に三鷹市も同調」朝日新聞 1973.9.18）。高い市民意識に支えられ、市も議員も頑張っていたことがうかがえます。

残念ながら、現在は三鷹市も容器包装リサイクル法に従わざるをえず、同法以上の生産者責任は追及できなくなりましたが、EPRの明確化を求め、事業者の自主回収の拡大やデポジット制度が実現するよう全国市長会などを通して今も国や事業者に要望しているそうです。日本でゼロ・ウェイストを実現させるには、このような自治体を応援することも重要だろうと思います。

＜参考＞

青山貞一（2004）「協働による循環型経済社会の構築 - カナダ・ノバスコシア州のゴミ資源化事業 -」『都市問題研究』56 (10), pp.37-51.
宇都宮深志（1984）『環境創造の行政学的研究』東海大学出版会 .